

京丹後市過疎地域持続的発展市町村計画（案）の概要

1 趣旨

「過疎地域持続的発展市町村計画」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)に基づき、国により過疎地域に指定された市町村が、地域の持続的発展を図るために策定する計画です。計画に位置付けた事業について、過疎対策事業債等の有利な財源を活用しながら実施することにより、財政面での支援を受けつつ過疎対策を推進するものです。

本市においては、平成29年度以降、市全域が過疎地域に指定されていることから、「京丹後市過疎地域自立促進市町村計画」を策定し、その後、令和3年度には、その改定版となる「京丹後市過疎地域持続的発展市町村計画」を策定の上、過疎対策事業債等の有利な財源を活用しながら、必要な事業に取り組んできたところです。

令和3年9月に策定した「京丹後市過疎地域持続的発展市町村計画」は、令和7年度をもって計画期間が終了するため、現行計画を踏まえ、新たな計画を策定します。

2 計画期間

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とし、事業内容の変更又は追加等が必要となった場合は、適宜、計画の変更を行う予定です。

3 計画の構成

国・京都府の示す方針等を踏まえ、市の現況と課題に基づき、全体及び施策区分ごとに基本方針と基本目標を設定し、目標の達成に向けた方策及び事業を記載する構成としています。

基本目標及び目標達成に向けた方策については、第3次京丹後市総合計画等で示している内容との整合を図っています。

施策区分については、国が示す区分を踏まえ、次のとおりとしています。

- ・移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- ・産業の振興
- ・地域における情報化
- ・交通施設の整備、交通手段の確保
- ・生活環境の整備
- ・子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- ・医療の確保
- ・教育の振興
- ・集落の整備
- ・地域文化の振興等
- ・再生可能エネルギーの利用の推進
- ・その他地域の持続的発展に関し必要な事項